

医政発 0401 第 31 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各  
〔  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
地方厚生（支）局長  
〕 殿

厚生労働省医政局長  
（ 公 印 省 略 ）

「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」等の一部改正  
について

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行により、地方税法（昭和25年法律第226号）が令和6年4月1日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和3年5月28日付け医政発0528第2号厚生労働省医政局長通知）を別紙1、別紙2及び別紙3のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。